

誓 約 書

小豆島町長 殿

私は、「小豆島町空き家バンク」の利用希望者登録に当たり、「小豆島町空き家バンク事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、次の事項に同意したうえで、申し込みを行います。

- 1 申込書記載事項に偽りはなく、「要綱」第7条及び第9条に規定する登録条件等に抵触することがないことを誓約します。
- 2 「小豆島町空き家バンク」への登録を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。
- 3 空き家を利用することとなった時は、小豆島町の在住者としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努めます。
- 4 「小豆島町空き家バンク」の情報については、所有者等の提供する情報に基づいて掲載されたものであり、小豆島町がその正確性を保証するものではないことを理解した上で、利用することを誓約します。
- 5 交渉並びに売買及び賃貸借契約に関する疑義、紛争等は、当事者間で解決するものとし、小豆島町には責任を追及しません。

年 月 日

住 所

氏 名

【小豆島町空き家バンク事業実施要綱 第7条及び第9条】

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 利用希望者は、小豆島町空き家情報利用登録申込書（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を利用登録者台帳に登録するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、小豆島町の自然環境、生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者

(3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定にかかわらず、利用希望者が属する世帯の構成員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者である場合は、利用登録台帳に登録しないものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(利用登録者台帳の登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 利用登録者台帳の登録抹消の届出があったとき。

(5) その他町長が適当でないと認めたとき。